

「個人に1つマイナンバー」

# マイナンバーの利用が始まります！



連載 ⑩

通知カードは、みなさんのお手元に届きましたか？  
まだ、届いていない方は役場町民税務課【84-1965】1番窓口までご連絡ください。

いよいよマイナンバーの利用が平成28年1月から始まり、行政や会社の手続き（申請や届出）にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーが必要な手続きは申請書等に12ケタの数字を書く欄が追加されていますので、通知カードに書いてある12ケタの数字を記入することになります。

なぜマイナンバーを記入するの？



添付書類が減るようになり、手続きが早く正確にできるようになります。平成29年7月に国、都道府県、市区町村、関係機関との情報連携が可能になります。

「マイナンバーの利用手続き時に必要となる本人確認書類」

## ① 個人番号カード

(番号確認と身元の確認)

または

## ② 番号確認書類(次のうち1点)

- ・通知カード
- ・番号付住民票の写し
- ・番号付住民票記載事項証明書

+

## ③ 身元確認書類(次のうち1点)

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・写真付き資格証明書(船員手帳、電気工事士免状等) 旅券
- ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)

または

個人番号カードは、一枚で番号と身元の確認ができる唯一のカードです。通知カードだけでは本人確認ができないので必ず身元確認ができる書類を持参してね！

